

福島県地域福祉支援計画(答申案)への意見と対応について

整理番号	委員	計画(案)ページ番号	該当箇所	計画(答申案)への意見	対応	備考
1	遠藤恵美子委員	1P 26行目	2 計画の性格・位置付け ○この計画は、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓う持続可能な開発目標(SDGs)の趣旨を尊重し、取組を進めます。	SDGsに係る記載において、誰一人取り残さないという文言は、あたりまえであるため、不要と考える。 また、計画の位置付けにおいて、上位計画である「福島県総合計画」の更に上位に、大枠としてのSDGsを加える必要があると考える。	SDGsの「誰一人取り残さない」の文言は、包摂性を表し、重要な表現であると考えられることから、表現はこのままとします。 また、この計画においてはSDGsの趣旨を尊重すべきものとしており、必ずしも、この計画の上位として位置づけまではしていないことから、3Pの記載はこのままといたします。	
2	倉持恵委員	22P 1行目	第3章 計画の基本的な考え方 1 基本理念	人権尊重の理念が明記されたことは評価するが、一番求めていたことは、各種福祉計画が子どもの権利条約や障がい者の権利条約等条約で定められた理念に基づき展開されるべきことが明記されることであった。実際の施策展開にあたっては、これらの視点が反映されることが明記されることを条件として承認する。 また、包括的権利救済制度への言及がないことについては問題であると考えますが、事務局より「今後の施策展開の参考とさせていただきます」との回答があったことから、今後、速やかに施策として実現されることを期待して承認する。	委員の御意見につきましては、次回計画改定において検討してまいりますとともに、今後の施策展開の参考とさせていただきます。	
3	星光一郎委員	28P 11行目	2 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 (1) 様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携	連携先について、「医療」を追記いただきたい。	委員御指摘の連携先につきましては、今まで連携の薄かった分野を想定して記載しております。医療については、すでに22P10行めから記載のとおり「住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築し・深化・推進に取り組んできた」旨記載しており、連携に取り組まれているものと考えております。 このことから、表現はこのままといたします。	

福島県地域福祉支援計画(答申案)への意見と対応について

整理番号	委員	計画(案)ページ番号	該当箇所	計画(答申案)への意見	対応	備考
4	星光一郎委員	59P 20行目	<p>7 災害や新型コロナウイルス感染症などへの対応 (3) 新型コロナウイルス感染症への対応 社会福祉施設等への感染予防等の支援 現状と課題 ○ 介護施設や障がい者施設、社会的養護施設及び保育所等児童福祉施設での感染拡大を防ぐため、職員や入所者及び通所者の感染防止対策の徹底と、感染拡大防止のための防護用品の確保や備蓄が求められています。また、その使い方についての実習を含めた研修が必要です。</p>	「福祉と医療の相互理解の強化」について追記いただきたい。	委員の御提案につきましては、59P26行目から記載のとおり、「社会福祉施設での感染者発生に備え、病院や保健所との連携した対応体制の構築・運営を行う」ことについて言及していること、また、33行目から、「保健所や医療機関(あるいは医療関係者)と連携して取り組みます」と記載していることから表現はこのままとします。 なお、委員の御提案は今後の施策展開において、参考とさせていただきます。	
5	渡部孝二委員		計画全般	<p>実施する側、支援を受ける側の立場に立って考え、現場の声をよく聴く必要がある。 支援を計画する側(福祉施設、NPO法人、社会福祉法人)等の経営や人材育成等において、県、市町村、社会福祉協議会が行う施策を明確に提示し、必ず実施いただくようにしていただきたい。 また、このPDCAをしっかりと行っていただくよう検討いただきたい。</p>	委員の御提案は貴重な御意見として、今後の施策展開の参考とさせていただきます。 また、3Pにありますがように進行管理を行ってまいります。	